

## 埼玉県介護人材採用・育成事業者認証制度 2つ星(★★)・3つ星(★★★)認証基準書

埼玉県介護人材採用・育成事業者認証制度は、認証取得に向けた取り組みによって事業所等の方々のレベルアップや職員の育成が促進されるとともに、その「見える化」によって、新たな人材の参入が図られ、結果、埼玉の福祉が一層向上することを目指しています。(認証取得の有無や認証ランクによって格付けするものではありません。)

この考えのもと、4つの切り口から認証項目を設定しました。

### 1 各項目について

#### (1) 採用

これから介護職員として勤務することを検討している方が、自身の価値観に適した事業者を探すため、また、現時点では介護業界に関心を持っていない方が関心を持つきっかけとするため、これらの方々に有益な情報が公開されているかという点を重視して項目を設定しています。加えて、事業者ごとに異なる長所があることを知っていただくことも目的としています。

これによって、求職者の就職先選びをサポートするとともに、就職先との価値観のミスマッチによる退職を防止することを目的としています。

#### (2) 育成

研修への取組や面談を通じた職員とのコミュニケーションの制度化、多様な働き方の推進を図ることを目的に項目を設けています。

また、育成を図る上では、長く勤めていただく必要もあります。埼玉県では介護職員の離職を防ぐ取組を進めています。これら県の取組を一層広げる観点からも、項目を設けています。

#### (3) サービス

「利用者や家族の安心感」を高めることを目的に項目を設けています。「技術の優劣」という趣旨ではありません。

なお、「質」「技術」といった観点からは、監査制度や「介護サービス情報公表システム」等で広く網羅されていると考え、制度間の重複を極力避ける意味からも項目数を絞っています。

#### (4) 社会貢献

社会福祉法において、社会福祉法人には「地域における公益的な取組」が求められています。社会貢献活動にも取り組んでいただきたいという考えとともに、その取組内容をより多くの外部の方に知っていただくことを目的に項目を設けています。また、介護職員を目指している学生等の中には、社会貢献活動の内容に関心をお持ちの方もいることから、「採用」にもつながりうると考えています。

なお、本来業務を行う中での項目のため、項目数は絞っています。

## 2 その他

### (1) 小規模・中規模事業者への負担緩和に関して

- ・ 申請日時点での職員総数が10人以下の事業者の方に関しては、項目総数の8割（端数切捨て）を満たせば申請可能です。（2つ星（★★）の場合12項目、3つ星（★★★）の場合13項目）
- ・ また、職員総数が11人以上100人以下の事業者の方に関しては、項目総数の9割（端数切捨て）を満たせば申請可能です。（2つ星（★★）の場合14項目、3つ星（★★★）の場合15項目）
- ・ ただし、上記緩和に基づく認証取得の場合は、公表の際にその旨を併記することになります。具体的には、8割緩和を（S）、9割緩和を（M）と位置付け、緩和を受けての認証の場合は「★★★（S）」といった形での公表となります。
- ・ なお、100人以下の事業者の方であっても、緩和措置を受けずに認証を取得することも可能です。

### (2) 個人情報の取扱いについて

- ・ ホームページに氏名や顔写真を載せる場合など、個人を特定しうる情報を扱う際には、本人から事前に同意を得るなど、適切な対応をお願いします。

(3) 法人内の事業所に差がある場合

- ・ 基準を満たしている事業所のみ個別に認証を取得することも可能です。
- ・ その場合、対外的に認証を謳えるのは該当事業所のみとし、法人全体として認証を謳うことはできません。

(4) 欠格条項

- ・ 以下は欠格条項となります。該当する場合、認証を取り消すこととなります。
  - ① 過去1年間に法令に抵触し、又は不適正な運営を行った。
  - ② 過去5年間に不正請求や事件（虐待など）により行政処分又は刑事処分を受けた。
  - ③ 労働基準監督署からの是正勧告を受け、速やかに対応しなかった。
  - ④ 指定効力停止以上の行政処分を受けた。
  - ⑤ 社会保険・労働保険料に未納がある。
  - ⑥ 公序良俗に反する事業を行った。
  - ⑦ 認証を取り消され、その取消の日から3年を経過していない。
- ・ なお、追加調査が必要となった際には、調査への協力をお願いします。

(5) ホームページ等代替様式について

- ・ 多くの方がインターネットを通じて情報を収集している情勢を踏まえ、複数の項目でインターネットを用いた情報掲載を求めています。
- ・ しかし、本来業務が優先されることから、ホームページ等インターネットを通じた情報発信ツールを開設することが困難な場合は、この様式への記入・提出によって2つ星(★★)、3つ星(★★★)の認証を申請することが可能です。